

白河市ケアラー支援の推進に関する条例

ケアラーとは

高齢、身体上又は精神上の障がい、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する人をいいます。

今後、高齢化が進み、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、医療や介護などの支援が必要な方が増加し、それに伴いケアラーも増加することが見込まれます。

国は、ケアラーのうち、18歳未満の「ヤングケアラー」について、「小学生から大学生までの実態調査」の結果を昨年4月と今年4月に公表し、「世話をしている家族がいる」との回答が、4.1パーセントから6.5パーセントありました。

ケアラーの負担が過重になれば、そこに割かれる時間が増え、仕事を辞めざるを得ず収入が途絶えたり、趣味など自由な時間が取れずに精神的に不安定になったり、また、過度の疲労により健康を害するなど、生活が立ち行かなくなることが危惧されます。



昨年の公表後、本市の子どもたちの実態把握を行い、その結果、「支援が必要と思われるヤングケアラー」が、小中学校あわせて数名いることが判明しました。

この「ヤングケアラー」には、家庭児童相談員や教員が、親に対して「家庭環境が子どもに及ぼしている影響」を説明し、かつ、家庭内での役割分担の見直しなど改善のための助言をしたことなどにより、すべての子どもたちが、学校生活に影響が出ない程度に負担が軽減されたところです。

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、この「ヤングケアラー」の存在が条例制定のきっかけになりました。

ケアラーが悩みや不安を誰にも相談できず一人で抱え込み社会的に孤立してしまうことがないように、社会全体で共通の課題として受け止め、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現するため、本条例が制定されました。

条例では、これまで表面化してこなかったケアラー問題に手を差し伸べ、社会全体で支援するために、市、市民、事業者等、それぞれの責務と役割を明らかにし、施策の基本となる事項が定められています。

市ではケアラーを把握するため、これまでの小・中学校に加え、民生委員やケアマネージャーなどの福祉関係者や郡山以南の高等学校から継続的に情報提供を受けるよう依頼するとともに、県が実施する小学5年生から高校3年生までを対象とした実態調査の結果なども支援に活かしていくこととしています。



我々議員も、ケアラーに対する理解を深めるとともに、社会の一員としてケアラー支援に関わってまいりたいと考えています。

人事案件

議案第 115～ 117号 人権擁護委員の候補者の推薦について、いずれも全会一致で同意しました。

任期 3年

◎酒井 智子氏(巡り矢)

◎沼田 浩一氏(表郷金山)

◎鈴木 一江氏(大信田園町府)

Point 人権擁護委員の役割とは



人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。